

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年2月8日

支出負担行為担当官

気象衛星センター所長

長谷川 昌樹

### 1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している気象衛星センター空調用監視制御設備全般の保守点検を行うためのものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本空調用監視制御設備の構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 気象衛星センター空調用監視制御設備の保守点検
- (2) 業務内容 気象衛星センターに設置されている空調用監視制御設備全般の保守点検
- (3) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 3 業務目的

気象衛星センター第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎に設置してある空調用監視制御設備について、性能及び機能を安定した状態に維持させ、気象業務に支障を与えないようにすることを目的とする。この業務には気象庁で行う業務上のスーパーコンピュータシステムの冷却設備、システムを収容する室内の温湿度制御が含まれ、非常に重要なものである。

なお、保守点検とは、空調用監視制御設備について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無等を調査し、措置が必要か否かの判断を行うものをいう。

### 4 応募要件

- (1) 基本的要件
  - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - ② 令和4・5・6年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
  - ③ 気象衛星センターから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - ⑤ 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
  - ⑥ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (2) 技術力に関する要件
- 本業務は、気象衛星センターの空調設備全般の保守点検を行うものであり、同種の業務において、作業を行う技術力を有すること。
- 空調用監視制御設備：ジョンソンコントロールズ（株）製  
型式：METASYS-EA（詳細は仕様書による）
- (3) 情報管理体制に関する要件
- 本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。
- (4) 守秘性に関する要件
- ① 気象衛星センターから貸与・提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。
  - ② 気象衛星センターから貸与された資料は、改変してはならない。
  - ③ 気象衛星センターから貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。
  - ④ 気象衛星センターから貸与された資料は、監督職員の許可を得ずに複製または庁舎外への持ち出しをしてはならない。
  - ⑤ 気象衛星センターの許可を受けた場合を除き、本業務の成果物を他に流用してはならない。
  - ⑥ 気象衛星センターの許可を受けた場合を除き、本業務で知り得た情報の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはならない。
- (5) 業務執行体制に関する要件
- ① 空調用監視制御設備の保守点検を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
  - ② 突然の故障に際し、監督職員からの連絡により来所し、臨時保守点検が行える体制が整っていること。また、迅速に交換部品の手配ができること。
  - ③ 本業務の執行にあたって、当センターの業務等に支障を与えないこと。
  - ④ 本業務後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を確保すること。
- (6) 業務実績に関する要件
- 同種の業務を行った実績があり、文書等によりその実績を証明できること。
- (7) その他
- ① 本業務において、法令及び社会規範を遵守すること。

- ② 本業務において、公序良俗に反する行動を一切禁止する。
- ③ 本業務における瑕疵は、受注者の責任において担保すること。

## 5 手続等

### (1) 担当部局

〒204-0012

東京都清瀬市中清戸3-235

気象衛星センター総務部会計課

電話 042-493-4964 F A X 042-491-4701

E-mail : eisei\_kaikeika@met.kishou.go.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年2月8日から令和6年2月28日まで (1)に同じ。

なお、公募説明書等は電子データで交付するので、電子記憶媒体(CD-R等)を持参すること。

### (3) 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法

令和6年2月29日 16:00 (1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)すること。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度 国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合でも5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該有効資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

(6) 本調達は、令和6年度予算成立を条件とする。